

「島根県奨学のための給付金」の申請案内

奨学のための給付金制度は、授業料以外の教育費負担を軽減するための返済不要の給付金です。受給を希望される方は、下記に従って、申請書類を提出してください。

給付の対象となる世帯（令和8年7月）

奨学のための給付金を受給するためには、令和8年7月1日現在、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金（新制度）・高校生等新修学支援・学び直し支援金の受給資格を有していること
- 2 保護者等が島根県内に住所を有すること〈※〉
- 3 生活保護受給世帯、保護者等全員の令和8年度の県民税・市町村民税の所得割額の合計が、182,500円未満の世帯であること
- 4 生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象でないこと

〈※〉ただし、保護者の中に海外に在住（課税状況を確認できない）者がいる場合は対象外となります。

給付額（年額）※審査結果及び給付は随時通知

12,630円～143,700円（生徒一人当たり）

※給付額は申請者の状況により変わります。

提出書類

（A）生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

- ☐ 奨学のための給付金 受給申請書（通帳等の写しの貼付が必要）
- ☐ 生活保護受給証明書【※令和8年7月1日以降の証明日】
 - ※ 提出期限の関係上、7月1日以降の証明日での取得が難しい場合は、受給証明書のみ後から追加でご提出ください。
- ☐ 国籍・在留資格等が確認できる書類（高等学校等就学支援金【新制度】支給決定通知または住民票ほか）

（B）生活保護受給世帯ではない場合（年収約490万円未満）

- ☐ 奨学のための給付金 受給申請書（通帳等の写しの貼付が必要）
- ☐ 保護者全員の課税額を確認するための書類
 - ※ 詳細は裏面
- ☐ 国籍・在留資格等が確認できる書類（高等学校等就学支援金【新制度】支給決定通知または住民票ほか）

島根県教育庁 学校企画課

※申請書類の確認のために下記の番号からお電話をすることがあります。

TEL 0852-22-5915/5918/5935（受付時間：平日9:00～17:00）

島根県ホームページ：<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/syougaku.html>

（右の二次元バーコードからもアクセスできます。）



裏面もご確認ください→

以下のA・B いずれかの方法で必ずご提出ください。

A 令和8年度 課税証明書（コピー可）

→令和8年1月1日現在に住所地のあった市町村役場で取得できます。
また、マイナンバーカード利用によりコンビニで取得できる市町村もあります。

㊤コピーで提出される場合は、氏名・年度・所得割額の全てが確認できる状態でコピーしてください。

㊤源泉徴収票・所得証明書は利用できません。

マイナンバーで申請する場合

B 個人番号カード（写）等貼付台紙に写しを貼付して提出

㊤通知カードは不可。

㊤DV・虐待等の被害を受けて避難されている方はマイナンバーカード申請ではなく課税証明書を提出してください。

☆課税証明書類での所得要件の確認方法

課税証明書の場合
（※市町村により様式は異なります）

令和8年度のものであること

令和8年度 市・県民税 課税証明書

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇		令和7年分合計所得金額	
氏名 〇〇 〇〇	生年月日 昭和 〇〇年 〇月 〇日	所得割額 〇円	

収入・所得は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの状況です。

給与収入 **以下全白**	所得 給与所得 雑所得 小規模企業 生命保険料 非課税所得	所得割額 均等割額	所得割額 均等割額
------------------	--	--------------	--------------

市 民 税	所得割額	0円
	均等割額	
県 民 税	所得割額	0円
	均等割額	

上記の通り相違ないことを証明します。

令和〇〇年 〇月 〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇

印

保護者全員の令和8年度の市町村民税と県民税の所得割合算額が182,500円未満であることが認定要件です